

宇宙開発利用部会 国際宇宙ステーション・国際宇宙探査小委員会の設置について

令和7年5月30日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
宇宙開発利用部会

1. 設置の目的

国際宇宙ステーション(ISS)について、我が国は、令和4年11月に2030年までのISS運用延長への参加を決定し、宇宙環境利用の拡大を図ることとしている。今後のISS運用終了後(ポストISS)は、米国において民間商業ステーションを活用する計画が進められており、民間主導で地球低軌道利用が進展することが見込まれている。そのような中で、我が国としても地球低軌道活動を持続的・安定的に確保していくため、第12期国際宇宙ステーション・国際宇宙探査小委員会においては、宇宙航空研究開発機構(JAXA)から将来の地球低軌道の利用サービス調達の考え方が提示されるとともに、令和7年2月には、我が国の地球低軌道活動の充実・強化に向けた取組の方向性の議論の経過が示されており、今後、更なる具体策の検討が必要である。

また国際宇宙探査について、我が国は、令和元年10月に「アルテミス計画」への参加方針を決定し、令和2年10月にアルテミス合意へ署名し、アルテミス計画に関する取組を着実に推進することとしている。特に、令和6年4月には、「日・米宇宙協力に関する枠組み協定」の下、文部科学省と米国航空宇宙局との間で、「与圧ローバによる月面探査の実施取決め」を署名した。令和6年7月には、「月面探査における当面の取組と進め方について」をとりまとめ、引き続き、国際宇宙探査に関する具体策を充実させていくことが必要である。

なお、国内外の宇宙動向を踏まえ、我が国の宇宙国際協力の根幹である日米宇宙協力や日欧宇宙協力、アジア、その他の新興国等との宇宙協力等を通じて我が国のプレゼンスを確保していくとともに、国内外の民間宇宙活動の最新動向等を踏まえ、宇宙戦略基金等も活用しながら、地球低軌道活動や国際宇宙探査を進めていく必要がある。

こういった状況を踏まえ、ISS及びポストISSを含む地球低軌道活動や、国際宇宙探査について、文部科学省としての考え方や具体的な推進方策等を明確にするべく、宇宙開発利用部会運営規則第2条第1項に基づき、宇宙開発利用部会の下に国際宇宙ステーション・国際宇宙探査小委員会(以下「小委員会」という。)を設置し、調査検討を行う。

2. 調査検討事項

- (1) ISS 及びポストISS を含む地球低軌道活動の在り方、具体的な推進方策等について
- (2) 国際宇宙探査の具体的な推進方策等について
- (3) 上記に係る宇宙国際協力や民間宇宙活動の推進方策等について

3. 設置期間

小委員会の設置が決定した日から令和9年2月14日までとする。

4. その他

小委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令、科学技術・学術審議会運営規則、研究計画・評価分科会運営規則及び宇宙開発利用部会運営規則によるものとする。